介護老人保健施設 峡西老人保健センター

指定(介護予防)通所リハビリテーション 運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 特定医療法人南山会が開設する介護老人保健施設 峡西老人保健センター(以下「当施設」という。)が実施する(介護予防)通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成・実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅おいて、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその身元引受人の了解を得ることとする。

8 (介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法 第118条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

(1)事業所名 峡西老人保健センター 通所リハビリテーション
(2)開設年月日 平成12年4月1日
(3)所在地 山梨県南アルプス市下宮地421
(4)電話番号 055-282-7001 FAX. 055-282-7003
(5)管理者名 施設長 白井 清彦
(6)指定番号 介護老人保健施設 (1950880011号)

（職員の職種、員数）

第５条　当施設の職員の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)管理者	1人
(2)医　師	1人
(3)看護職員	1人
(4)介護職員	2人
(5)支援相談員	1人
(6)理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2人
(7)管理栄養士	2人
(8)調理員	4人
(9)事務員	1人

（職員の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2)医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3)看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

(4)介護職員は、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(5)支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(6)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「リハビリテーション職員」という）は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(7)管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(8)調理員は、必要な調理を行う。

(9)事務員は、必要な事務を行う。

２　前項に定めるもののほか、事業の運営上、必要な職員を置くものとする。

（営業日及び営業時間）

第７条　営業日及び営業時間は以下の通りとする。

(1)祝日を含む、毎週月曜日 から 金曜日までの週5日間を営業日とする。

※ 但し、年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日）と ゴールデンウィーク（5 月 3 日から 5 月5日）は休業とする。

(2)営業日の午前9時から午後5時までを通常の営業時間とする。

但し、窓口の営業時間は午前 8 時45分から午後 5 時15分までとする。

（利用者の定員）

第８条　通所リハビリテーションの利用定員は、20人（介護予防通所リハビリテーション利用者を含む）とする。

（事業の内容）

第 9 条　（介護予防）通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される（介護予防）通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2　（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

3　（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

4　（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条　通常の送迎の実施地域は、南アルプス市（芦安地区を除く）・富士川町とする。

(利用者負担の額)

第 11 条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（1）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表（別紙料金表 通1～通6）により支払いを受ける。

（2）通常の事業の実施地域を超える場合は、実施地域を超える地点から自宅までの往復の交流費の実費の支払いを受ける。

（3）食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表（別紙料金表 通7）により支払いを受ける。

（身体の拘束等）

第 12 条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2　当施設は、身体拘束等に適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）職員に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

（虐待の防止等）

第 13 条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第 14 条　当施設は、利用者に対して良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（苦情処理）

第 15 条　当施設は、サービスの提供にかかわる利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置し苦情受付体制を整備する。苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付し、苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。

２　当施設は、提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　当施設は、提供した介護サービスにかかわる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【相談・苦情の窓口】

当 施 設　担 当 者 ： 通所担当支援相談員　　055-282-7001
市区町村　担当窓口 ： 各介護保険担当課　※南アルプス市は介護福祉課
山 梨 県　担当窓口 ： 国民健康保険団体連合会　　055-233-9201

（地域との連携）

第 16 条　当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第 17 条　当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（利用にあたっての留意事項）

第 18 条　当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

＊利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
＊当施設敷地内での喫煙及び飲酒は禁止する。
＊火気の取扱い・持ち込みは禁止する。
＊所持品・備品の持ち込みは、事前に職員に申し出て許可を得ること。
＊金銭・貴重品の管理は自己管理とし、当施設は紛失盗難等の責を負わない。
＊ペットの持ち込みは禁止する。
＊利用中は、医療機関への受診はできない。
＊利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
＊他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 19 条　当施設は、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
(2) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ・・・・・・・・・・ 年2回以上
②利用者を含めた総合避難訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 年1回以上
③非常災害用設備の使用方法の徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
(3) 当施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じる。
2 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する定期的な研修を実施する。
3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
4 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
5 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
6 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第22条 当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関及び協力歯科医院を定める。

◎協力医療機関

峡西病院	南アルプス市下宮地421番地	055-282-2151
高原病院	南アルプス市荊沢255番地	055-282-1455

◎協力歯科医院

杉田歯科医院	南巨摩郡富士川町青柳町292番地1	0556-48-8255

(職員の服務規律)

第23条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
(1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
(3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)
第 24 条　当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
2　当施設は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条 第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)
第 25 条　当施設職員の就業に関する事項は、別に定める特定医療法人南山会の就業規則による。

(職員の健康管理)
第 26 条　当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)
第 27 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2　感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め必要な措置を講じるための体制を整備する。
(1)当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
(2)当施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
(3)当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
(4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
3　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は食中毒を予防するため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理に努める。
4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)
第 28 条　当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)
第 29 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
2　運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
3　当施設は、適切な(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要

かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間（診療録は５年間）保管する。

5　（介護予防）通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、特定医療法人南山会と当施設の管理者との協議に基づいて定める。

付　則

・平成12年4月1日から施行した、介護老人保健施設 峡西老人保健センター　指定（介護予防）通所リハビリテーション運営規程は廃止する。

・この規程は令和６年４月１日より施行する。

この規程は令和８年４月１日より施行する。（改訂）

この規程は令和８年８月１日より施行する。（改訂）・・・10・11 条変更

【別紙料金表通7】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容			利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費一割負担	通所リハビリテーション費 通常規模	所要時間１時間以上２時間未満	要介護１	369	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	398		
			要介護３	429		
			要介護４	458		
			要介護５	491		
		所要時間２時間以上３時間未満	要介護１	383	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	439		
			要介護３	498		
			要介護４	555		
			要介護５	612		
		所要時間３時間以上４時間未満	要介護１	486	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	565		
			要介護３	643		
			要介護４	743		
			要介護５	842		
		所要時間４時間以上５時間未満	要介護１	553	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	642		
			要介護３	730		
			要介護４	844		
			要介護５	957		
		所要時間５時間以上６時間未満	要介護１	622	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	738		
			要介護３	852		
			要介護４	987		
			要介護５	1120		
		所要時間６時間以上７時間未満	要介護１	715	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	850		
			要介護３	981		
			要介護４	1137		
			要介護５	1290		
		所要時間７時間以上８時間未満	要介護１	762	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	903		
			要介護３	1046		
			要介護４	1215		
			要介護５	1379		
	延長サービス加算	８時間以上９時間未満		50	１回	該当者から徴収
		９時間以上10時間未満		100	１回	該当者から徴収
		10時間以上11時間未満		150	１回	該当者から徴収
		11時間以上12時間未満		200	１回	該当者から徴収
		12時間以上13時間未満		250	１回	該当者から徴収
		13時間以上14時間未満		300	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅰ）			40	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅱ）			60	１回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			22	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	開始日から6月以内		560	１回	該当者から徴収
		開始日から6月超		240	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	開始日から6月以内		593	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		273	１月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	開始日から6月以内		793	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		473	１月	該当者から徴収
	＊リハマネ加算を算定した利用者に対して医師が利用者または家族に説明した場合			270	１回	該当者から徴収
	リハビリテーション提供体制加算	所要時間３時間以上 ４時間未満		12	１回	該当者から徴収
		所要時間４時間以上 ５時間未満		16	１回	該当者から徴収
		所要時間５時間以上 ６時間未満		20	１回	該当者から徴収
		所要時間６時間以上 ７時間未満		24	１回	該当者から徴収
		所要時間７時間以上		28	１回	該当者から徴収
	短期集中個別リハビリテーション実施加算　（３月以内）			110	１日	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）			240	１回	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅱ）			1920	１回	該当者から徴収
	生活行為向上リハビリテーション実施加算（6か月以内）			1250	1回	該当者から徴収
	栄養改善加算			200	１回	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算			50	１月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算			60	１日	該当者から徴収

【別紙料金表通7】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内　　容	利用者にご負担頂く金額	単位	備　　考
	送迎減算	-47	片道	該当者から徴収
	退院時協働指導加算（1回につき）	600	１回	該当者から徴収
	重度療養管理加算　　（要介護３、４、５に限る）	100	１日	該当者から徴収
	中重度者ケア体制加算	20	１回	該当者から徴収
	科学的介護推進体制加算	40	１月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　　（2026.6.1～）	所定単位数の111/1000	１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の1割

2026.6.1

【別紙料金表通7】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
その他の料金	食費	昼食	650	1食	
		夕食	780	1食	
		おやつ	110	1食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	1枚	
		ケアリー	85	1枚	
		アテントM	198	1枚	
		アテントL	242	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	1枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	1回	
	整髪料		1,680	1回	
	洗濯代				
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470	1回	
	業者委託　毛布1枚		250	1枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150	1枚	
	ハブラシ代				
	一般的なもの		実費	1本	
	特殊なもの（球状ブラシ等）		実費		
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等）	６５歳以上	実費	1回	市町村の公費補助の規定による
	６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳未満			

2026.8.1

【別紙料金表通２】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容			利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費二割負担	通所リハビリテーション費 通常規模	所要時間１時間以上２時間未満	要介護１	738	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	796		
			要介護３	858		
			要介護４	916		
			要介護５	982		
		所要時間２時間以上３時間未満	要介護１	766	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	878		
			要介護３	996		
			要介護４	1110		
			要介護５	1224		
		所要時間３時間以上４時間未満	要介護１	972	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1130		
			要介護３	1286		
			要介護４	1486		
			要介護５	1684		
		所要時間４時間以上５時間未満	要介護１	1106	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1284		
			要介護３	1460		
			要介護４	1688		
			要介護５	1914		
		所要時間５時間以上６時間未満	要介護１	1244	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1476		
			要介護３	1704		
			要介護４	1974		
			要介護５	2240		
		所要時間６時間以上７時間未満	要介護１	1430	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1700		
			要介護３	1962		
			要介護４	2274		
			要介護５	2580		
		所要時間７時間以上８時間未満	要介護１	1524	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1806		
			要介護３	2092		
			要介護４	2430		
			要介護５	2758		
	延長サービス加算	８時間以上９時間未満		100	１回	該当者から徴収
		９時間以上10時間未満		200	１回	該当者から徴収
		10時間以上11時間未満		300	１回	該当者から徴収
		11時間以上12時間未満		400	１回	該当者から徴収
		12時間以上13時間未満		500	１回	該当者から徴収
		13時間以上14時間未満		600	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅰ）			80	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅱ）			120	１回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			44	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	開始日から6月以内		1,120	１回	該当者から徴収
		開始日から6月超		480	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	開始日から6月以内		1,186	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		546	１月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	開始日から6月以内		1,586	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		946	１月	該当者から徴収
	＊リハマネ加算を算定した利用者に対して医師が利用者または家族に説明した場合			540	１回	該当者から徴収
	リハビリテーション提供体制加算	所要時間３時間以上 ４時間未満		24	１回	該当者から徴収
		所要時間４時間以上 ５時間未満		32	１回	該当者から徴収
		所要時間５時間以上 ６時間未満		40	１回	該当者から徴収
		所要時間６時間以上 ７時間未満		48	１回	該当者から徴収
		所要時間７時間以上		56	１回	該当者から徴収
	短期集中個別リハビリテーション実施加算　（３月以内）			220	１日	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）			480	１回	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅱ）			3,840	１回	該当者から徴収
	生活行為向上リハビリテーション実施加算（6か月以内）			2,500	1回	該当者から徴収
	栄養改善加算			400	１回	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算			100	１月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算			120	１日	該当者から徴収

【別紙料金表通２】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容	利用者にご負担頂く金額	単位	備考
	送迎減算	-94	片道	該当者から徴収
	退院時協働指導加算（1回につき）	1,200	１回	該当者から徴収
	重度療養管理加算　（要介護３、４、５に限る）	200	１日	該当者から徴収
	中重度者ケア体制加算	40	１回	該当者から徴収
	科学的介護推進体制加算	80	１月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　（2026.6.1～）	所定単位数の111/1000	１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の2割

2026.6.1

【別紙料金表通２】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
その他の料金	食費	昼食	650	１食	
		夕食	780	１食	
		おやつ	110	１食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	１枚	
		ケアリー	85	１枚	
		アテントM	198	１枚	
		アテントL	242	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	１枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	１回	
	整髪料		1,680	１回	
	洗濯代 業者委託　日常衣類１週間に２回 業者委託　毛布1枚 業者委託　タオルケット1枚		 470 250 150	 １回 １枚 １枚	
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		 実費 実費	 1本	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上 ６５歳未満	実費	１回	市町村の公費補助の規定による

2026.8.1

【別紙料金表通３】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容			利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費三割負担	通所リハビリテーション費 通常規模	所要時間１時間以上２時間未満	要介護１	1107	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1194		
			要介護３	1287		
			要介護４	1374		
			要介護５	1473		
		所要時間２時間以上３時間未満	要介護１	1149	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1317		
			要介護３	1494		
			要介護４	1665		
			要介護５	1836		
		所要時間３時間以上４時間未満	要介護１	1458	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1695		
			要介護３	1929		
			要介護４	2229		
			要介護５	2526		
		所要時間４時間以上５時間未満	要介護１	1659	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	1926		
			要介護３	2190		
			要介護４	2532		
			要介護５	2871		
		所要時間５時間以上６時間未満	要介護１	1866	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	2214		
			要介護３	2556		
			要介護４	2961		
			要介護５	3360		
		所要時間６時間以上７時間未満	要介護１	2145	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	2550		
			要介護３	2943		
			要介護４	3411		
			要介護５	3870		
		所要時間７時間以上８時間未満	要介護１	2286	１回	該当する要介護度に応じて徴収
			要介護２	2709		
			要介護３	3138		
			要介護４	3645		
			要介護５	4137		
	延長サービス加算	８時間以上９時間未満		150	１回	該当者から徴収
		10時間以上11時間未満		150	１回	該当者から徴収
		11時間以上12時間未満		200	１回	該当者から徴収
		12時間以上13時間未満		250	１回	該当者から徴収
		13時間以上14時間未満		300	１回	該当者から徴収
		９時間以上10時間未満		300	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅰ）			120	１回	該当者から徴収
	入浴介助加算（Ⅱ）			180	１回	該当者から徴収
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			66	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（イ）	開始日から6月以内		1680	１回	該当者から徴収
		開始日から6月超		720	１回	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	開始日から6月以内		1779	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		819	１月	該当者から徴収
	リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	開始日から6月以内		2379	１月	該当者から徴収
		開始日から6月超		1419	１月	該当者から徴収
	＊リハマネ加算を算定した利用者に対して医師が利用者または家族に説明した場合			810	１回	該当者から徴収
	リハビリテーション提供体制加算	所要時間３時間以上 ４時間未満		36	１回	該当者から徴収
		所要時間４時間以上 ５時間未満		48	１回	該当者から徴収
		所要時間５時間以上 ６時間未満		60	１回	該当者から徴収
		所要時間６時間以上 ７時間未満		72	１回	該当者から徴収
		所要時間７時間以上		84	１回	該当者から徴収
	短期集中個別リハビリテーション実施加算　（３月以内）			330	１日	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）			720	１回	該当者から徴収
	認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅱ）			5760	１回	該当者から徴収
	生活行為向上リハビリテーション実施加算（6か月以内）			3750	1回	該当者から徴収
	栄養改善加算			600	１回	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算			150	１月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算			180	１日	該当者から徴収

【別紙料金表通３】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容	利用者にご負担頂く金額	単位	備考
	送迎減算	-141	片道	該当者から徴収
	退院時協働指導加算（1回につき）	1800	１回	該当者から徴収
	重度療養管理加算　（要介護３、４、５に限る）	300	１日	該当者から徴収
	中重度者ケア体制加算	60	１回	該当者から徴収
	科学的介護推進体制加算	120	１月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　（2026.6.1～）	所定単位数の111/1000	１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の3割

2026.6.1

【別紙料金表通３】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
その他の料金	食費	昼食	650	１食	
		夕食	780	１食	
		おやつ	110	１食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	１枚	
		ケアリー	85	１枚	
		アテントM	198	１枚	
		アテントL	242	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	１枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	１回	
	整髪料		1,680	１回	
	洗濯代 業者委託　日常衣類１週間に２回 業者委託　毛布1枚 業者委託　タオルケット1枚		 470 250 150	 １回 １枚 １枚	
	ハブラシ代 一般的なもの 特殊なもの（球状ブラシ等）		 実費 実費	 1本	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上 ６５歳未満	実費	１回	市町村の公費補助の規定による

2026.8.1

【別紙料金表通４】

峡西老人保健センター　介護予防通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費一割負担	介護予防通所リハビリテーション費	要　支　援　1	2,268	１月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	4,228		
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	要　支　援　1	88	１月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	176		
	栄養改善加算		200	１月	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算		50	１月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		240	１月	該当者から徴収
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要　支　援　1	-120	１月	該当者から減算
		要　支　援　2	-240	１月	該当者から減算
	科学的介護推進体制加算		40	１月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　（2026.6.1～）		所定単位数の111/1000	１月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の1割

2026.6.1

その他の料金	食費	昼　　食	650	１食	
		夕　　食	780	１食	
		お　や　つ	110	１食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	１枚	
		ケ　ア　リ　ー	85	１枚	
		アテントM	198	１枚	
		アテントL	242	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	１枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	１枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	１回	
	整髪料		1,680	１回	
	洗濯代				
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470	１回	
	業者委託　毛布1枚		250	１枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150	１枚	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上	実費	１回	市町村の公費補助の規定による
		６５歳未満			

2026.8.1

【別紙料金表通５】　　【2割負担】

峡西老人保健センター　介護予防通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費二割負担	介護予防通所リハビリテーション費	要　支　援　1	4,536	1月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	8,456		
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	要　支　援　1	176	1月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	352		
	栄養改善加算		400	1月	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算		100	1月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		480	1月	該当者から徴収
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要　支　援　1	-240	1月	該当者から減算
		要　支　援　2	-480	1月	該当者から減算
	科学的介護推進体制加算		80	1月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　（2026.6.1～）		所定単位数の111/1000	1月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の2割

2026.6.1

その他の料金	食費	昼　食	650	1食	
		夕　食	780	1食	
		おやつ	110	1食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	1枚	
		ケアリー	85	1枚	
		アテントM	198	1枚	
		アテントL	242	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	1枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	1回	
	整髪料		1,680	1回	
	洗濯代				
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470	1回	
	業者委託　毛布1枚		250	1枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150	1枚	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等）	６５歳以上	実費	1回	市町村の公費補助の規定による
	６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳未満			

2026.8.1

【別紙料金表通6】　　【3割負担】

峡西老人保健センター　介護予防通所リハビリテーション　利用料金表

単位：1.017円

項目	内容		利用者にご負担頂く金額	単位	備考
介護給付費三割負担	介護予防通所リハビリテーション費	要　支　援　1	6,804	1月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	12,684		
	サービス提供体制加算（Ⅰ）	要　支　援　1	264	1月	該当する要介護度に応じて徴収
		要　支　援　2	528		
	栄養改善加算		600	1月	該当者から徴収
	栄養アセスメント加算		150	1月	該当者から徴収
	若年性認知症受入加算		720	1月	該当者から徴収
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要　支　援　1	-360	1月	該当者から減算
		要　支　援　2	-720	1月	該当者から減算
	科学的介護推進体制加算		120	1月	該当者から徴収
	介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）　（2026.6.1～）		所定単位数の111/1000	1月	該当者から徴収

※　厚生労働大臣が定める額の3割

2026.6.1

その他の料金	食費	昼　食	650	1食	
		夕　食	780	1食	
		おやつ	110	1食	
	紙オムツ代	尿取りパット	37	1枚	
		ケアリー	85	1枚	
		アテントM	198	1枚	
		アテントL	242	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂM	231	1枚	
		ﾘﾊﾋﾞﾘﾊﾟﾝﾂL	267	1枚	
	教養娯楽費 詩吟、ドライブ、茶道、調理クラブ等の費用		実費	1回	
	整髪料		1,680	1回	
	洗濯代				
	業者委託　日常衣類１週間に２回		470	1回	
	業者委託　毛布1枚		250	1枚	
	業者委託　タオルケット1枚		150	1枚	
	予防接種料（インフルエンザ、肺炎球菌等） ６５歳以上の方は公費補助あり	６５歳以上	実費	1回	市町村の公費補助の規定による
		６５歳未満			

2026.8.1